お知らせ版

発行◆下妻市役所 [〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課 市役所へのお問い合わせは 20296-43-2111(代) (区X0296-43-4214代)

1/2枚

2021

HP http://www.city.shimotsuma.lg.jp/

問 =問い合わせ先 申 =申込先 ☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ▽=メールアドレス HP =ホームページ

No. 1

児童手当の現況届をお忘れなく

児童手当の支給にあたり、毎年6月に、養育状況や 所得の確認をするため、現況届を提出することになっ ています。未提出の場合は、6月分以降の手当が受け られなくなります。期間内に必ず手続きを行ってくだ さい。

ただし、令和3年5月以降に初めて認定請求した方 (5月に第一子が生まれた方、5月に市に転入した方な ど)は、届出の必要がありません。

現況届の提出が必要な方には6月上旬に通知を送付 します。

◎申請は、新型コロナウイルス感染症対策のため、郵 便による手続きをお願いします。

◆提出書類

- ◇現況届用紙(対象者へ郵送します)
- ◇その他必要に応じ、提出する書類などがある場合も あります。
- ◆注意事項
- ◇公務員の方は、勤務先で手続きをしてください。
- ◇所得の申告をしていない方は、審査に必要なため前 年中所得の申告を行ってください。
- ◇書類の提出が遅れたり不備がある場合、支給が遅れ る場合があります。
- ◆提出期限 6月30日(水)まで
- ◆提出方法 同封の返信用封筒で期限までに投函してください。

市子育て支援課 ☎45-8120 ℻30-0011

市男女共同参画推進委員会 『公募委員』募集



市では、男女共同参画の推進および推進プラン を策定するにあたり、「下妻市男女共同参画推進委 員会」を設置しています。有識者、市議会議員、各 種団体の代表者、公募委員など10人以内で構成さ れますが、そのうち公募委員を募集します。

- ◆募集人数 1人
- ◆任期

令和3年8月1日~2年間(会議は、年2~3回、 平日に開催する予定)

- ◆応募資格 ①~③の要件に該当する方
- ①下妻市の住民基本台帳に記録されている者で、 かつ、市内に1年以上在住していること。
- ②令和3年8月1日現在において、年齢が18歳以 上(高校生を除く)75歳以下であること。
- ③下妻市の職員または議員でないこと。
- ◆報酬 日額6,200円
- ◆申込締切 6月11日(金)まで ※必着
- ◆申込方法

市役所市民協働課、市ホームページにある「公募 委員申込書」に必要事項をご記入の上、持参、郵 送、FAXまたはメールでお申し込みください。

※選考結果は、6月下旬に申込者に通知します



市民協働課

☎43-2114 **★**X 43-4214

6月1日~7日は水道週間です

水道週間は、厚生労働省、都道府県、市町村の水道事業所などによって「生活も ウイルス予防も 蛇口か ら」をスローガンに実施されます。

毎日の暮らしに欠かすことのできないライフラインとして重要な水道について、この機会に考えてみません か。水道事業は使用者の皆さまからの水道料金により運営されている事業です。より一層の給水サービスの向上 を図るため、皆さまのご理解ご協力をお願いします。

市上下水道課 ☎44-5311 🖾 44-5312

(福)受給者証(マル福)が新しくなります ~ひとり親・重度心身障害者~

【要件を満たす方には受給者証を郵送します】 現在ご使用の福医療福祉費受給者証は、有効期 限が6月30日(水)までとなっています。マル福 支給要件を満たし、制度に引き続き該当する方 には、新しい福受給者証を6月下旬ごろに郵送 します。

【対象となる方】

- ◆ひとり親
- ◇18歳未満の児童および20歳未満の障害児また は高校在学者を監護している父子家庭の父とそ の子および母子家庭の母とその子
- ◇父もしくは母が重度障害者である父子もしくは 母子など
- ◇父母のいない児童。その児童を養育している配 偶者のない男子および女子、または婚姻したこ とのない男子および女子

◆重度心身障害者

- ◇身体障害者手帳1・2級に該当の方
- ◇身体障害者手帳3級に該当の方で、その障害名 が心臓・腎臓・肝臓・呼吸器・膀胱・直腸・小 腸またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機 能障害とされる方
- ◇療育手帳の判定がAまたはAの方
- ◇障害基礎年金1級の方
- ◇身体障害者手帳3級の方で、かつ療育手帳の判 定がBの方
- ◇特別児童扶養手当1級の方
- ◇精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ※65歳以上で一定の障害のある方は、後期高齢 者医療制度への加入が必要です

【窓口での更新が必要な方】

市役所保険年金課窓口(本庁舎1階)での手続き が必要な方には、個別に通知しますので、手続 きをお願いします。

- ◇所得の確認ができない方(住民税未申告者、転 入者など)
- ◇受給者証の記載内容に変更がある方(被保険者 証の変更など)
- ◇支給要件が変更になる方
- ◇ひとり親世帯で状況確認が必要な方

◎受給には所得制限があり、非該当となる場合が あります。

市保険年金課

☎43-8326 **★** 43-2933

6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、人権侵犯の被害者の救済や人権相 談の実施など、市民の皆さまに人権について関心を 持ってもらえるよう、さまざまな啓発活動を行ってい

◆人権擁護委員

横田 芳宏	藏持 薫
飯塚 榮子	須藤 澄子
中條 美惠	横倉和夫
古澤 三枝子	横堀 孝徳

- ◆各種人権相談窓□
- ◇電話相談 月~金曜日(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分~午後5時15分
- ・みんなの人権110番 ☎0570-003-110
- ・子どもの人権110番 ☎0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- ◇インターネット人権相談(24時間受け付け)
- HP https://www.jinken.go.jp/



市福祉課 ☎43-8246 🗚 43-6750

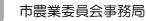
農地の利用状況調査にご協力を

市内の農地を対象とした利用状況調査を実施しま す。この調査は、農地の有効利用を図るために、遊休 農地などの実態調査を行うものです。

地区担当の農業委員および農地利用最適化推進委員 が地域を巡回して調査を行う際、皆さまの所有地に入 る場合もあります。ご理解ご協力をお願いします。

農地の耕作を放棄すると、雑草の繁茂、病害虫の発 生、有害鳥獣の繁殖などの原因となる恐れがあります ので、耕起、草刈り、除草などを行い適正な管理をお 願いします。

- ◆調査期間 6月上旬~8月下旬
- ◆調査区域 市内すべての農地
- ◆調査委員 農業委員および農地利用最適化推進委員
- ※調査委員は、緑の帽子と青のビブスを着用していま
- ※農地利用最適化推進委員は、担い手への農地利用の 集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などの地 域における現場活動を行う非常勤特別職の地方公務 員です

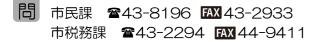


☎45-8991 **★** 44-6004

コンビニ交付サービス一時停止

税証明書年度切替のため、次の証明書のコンビニ交 付サービスを一時停止します。ご理解ご協力をお願い します。

- ◆日時 6月1日(火)終日
- ※サービス提供再開時間は、6月2日(水)午前6時30 分からとなります
- ◆発行停止する証明書
- ◇住民票の写し ◇印鑑登録証明書
- ◇課税(非課税)証明書 ◇所得証明書
- ※令和3年度の課税(非課税)・所得証明書のコンビニ 交付は、6月2日(水)から開始となります



ご相談ください「スクールサポートセンター」

市教育委員会では、悩みごとを持つお子さまや保護 者の方が相談できる機関として「スクールサポートセ ンター」を設置しています。お子さまの健やかな成長 と発達を願って、さまざまな内容の相談をお受けして います。

◇お子さまの抱えている問題

突然学校に行きたくなくなる、学校に行く時間にな るとお腹が痛くなる、友達と付き合うのが苦手、な かなか眠れない、ひきこもってしまったなど

◇保護者のみなさまの悩み

問題行動に関すること、子育ての不安に関するこ と、生活習慣やしつけのことなど

- ※相談は無料。秘密厳守
- ◆開設時間 月~金曜日(午前9時~午後4時30分)
- ◆予約申込先 ☎30-1919



「里親制度説明会」開催

今回は複数の里親さんをお招きして、シンポジウム のような形で開催します。里親制度に関心のある方 は、ぜひお申し込みください。

- ◆日時 6月19日(土) 2部制 ①午前10時~ ②午後2時~
- ◆場所 つくば香風寮[つくば市高崎802-1]
- ◆募集定員 各部とも40人
- ◆参加費 無料





つくば香風寮

☎080-8434-3329(増子・國松) FAX 30-0011(子育て支援課)

経済センサスー活動調査を実施しています ~回答は郵送またはインターネットで~

経済センサスー活動調査は、新型コロナウイルス感 染防止対策のため、郵送またはインターネットによる 回答をお願いします。

この調査はすべての事業所および企業が対象となり ます。統計調査員証と従事者用腕章を身に着けた統計 調査員が、調査のため訪問しますので、ご協力をお願 いします。

◆郵送またはインターネットでの回答期限 6月8日(火)まで



市企画課 ☎43-2113 🗚 43-1960

介護支援専門員(実務未経験者) 更新研修および再研修



介護支援専門員として業務に就くためには、介護支 援専門員証の交付を受ける必要があります。この介護 支援専門員証には有効期間(5年)があり、これを更新 するためには介護支援専門員更新研修を受講する必要 があります。また、有効期間満了後に、新たに介護支 援専門員証の交付を受けるには、介護支援専門員再研 修を受講する必要があります。

今回は「YouTubeの限定公開による配信」での受講 となり、毎回それぞれの課題の提出が必要となりま す。(Excel、Word)

- ◆配信日程 各班54日間
- ◇1班 受け付け終了
- ◇2班 8月11日(水・祝)~10月3日(日)
- ◇3班 10月21日(木)~12月13日(月)
- ◆定員 各班90人
- ◆受講料 35,000円(テキスト代8,800円別)
- ◆対象者

①更新研修

介護支援専門員証の有効期間中に実務経験が少なく (6カ月未満)、おおむね令和4年1月~令和5年3 月に有効期間が満了する方

②再研修

有効期間が既に切れてしまった方で新たに介護支援 専門員証の交付を受けようとする方

- ◆申込期間
- ◇1班 受け付け終了
- ◇2班 6月17日(木)~7月8日(水)
- ◇3班 8月26日(木)~9月16日(水)

問 申

公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部

☎029-227-1215(福田)

FAX 3O-OO11(市介護保険課)

ヒナを拾わないでください ~手を出す前に野鳥を知ろう~



春から初夏にかけては、野鳥の子育ての季節です。 ヒナは羽ばたく練習中で、地面にいるヒナを親島は見 守っています。そういったヒナを親から引き離さない でください。

- Q 猫に襲われないですか。
- A 野生生物が生き延びるのはわずかで、死んだ鳥が 食物になってほかの生物の命を支えているのが自 然の摂理です。
- Q 人がヒナを育てることはできますか。
- A 人に餌をもらい、生きる知恵を身に付けなかった ヒナは、自然に放しても生きていけません。ま た、勝手に野鳥を飼うことは鳥獣保護管理法に違 反します。
- ◎希少種など、そのままにしておけないと判断される 場合は、市役所生活環境課(本庁舎2階)に相談して ください。



問 市生活環境課 **☎**43-8234 **FAX** 44-7833

不幸な猫を増やさないようにしましょう

◆最後まで責任をもって飼いましょう 飼い主にはペットがその命を終えるまで大切に飼う 義務があります。また、猫を外に出すことは事故や 感染症のリスクを増やしてしまうほか、ふん尿や、 いたずらで周りの迷惑となり、ご近所トラブルの原 因になることもありますので、室内で飼いましょ う。子猫が産まれることを望まない場合や、産まれ た子猫を全て幸せにできない場合は、不妊手術をし

◆無責任にのら猫に餌をあげないで

ましょう。

飼い主不明の猫へ餌をあげている人は「飼い主」とみ なされ、無計画に増える猫によるいたずらの責任を 負わなくてはなりません。トラブルの原因になるだ けでなく、その行為が不幸な猫を増やす原因にもな ります。餌を与える前にもう一度よく考えてみま しょう。

- ◎飼い主のいない猫を減らすために、県では地域猫活 動の普及を行っています。地域猫活動を複数人にお いて実施する場合は不妊手術に対して県の助成制度 があります。詳しくは市役所生活環境課(本庁舎2 階)へお問い合わせください。
- ※地域猫:近隣の方(自治会など)の理解を得て、不妊 手術とトイレの設置、排泄物の回収などを地域で管 理する猫のこと

市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833

ご近所を犬のトイレにしていませんか ~リードでつないで、袋を持って散歩しましょう~/

地域の人は、他人の飼い犬のふんで困っています。 飼い主は、食事の世話と同様にふんを始末しなければ なりません。

- ◆愛犬のふんは持ち帰る
- ふんの処理から目をそむけず、地域へのご配慮をお 忘れなく。持ち帰ったふんは臭いや衛生面に配慮を して「可燃ごみ」として出してください。
- ◆犬の放し飼いはやめましょう ノーリード散歩、公園で放す、夜間のみ放すことも 含みます。



市生活環境課 ☎43-8234 🕰 44-7833

6月1日~10日は「電波利用環境保護周知 啓発強化期間 です

総務省では、電波を正しく利用してもらうための周 知・啓発活動および不法無線局の取り締まりを強化し ます。電波は暮らしの中で欠かせない大切なもので す。電波のルールはみんなで守りましょう。

総務省関東総合通信局

不法無線局による混信・妨害

203-6238-1939

テレビ・ラジオの受信障害

203-6238-1945

FAX 43-4214(市総務課)

労働保険年度更新の申告・納付

昨年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を 受け、労働保険年度更新の申告・納付期限を延長しま したが、令和3年度の労働保険年度更新に係る申告・ 納付期間は、例年どおりの6月1日から7月10日まで となります。

労災保険率および雇用保険率は令和2年度と同率で す。また、申告書などの事業主証明欄の代表印の押印 が不要となりました。労働保険料の納付は、口座振替 制度をご利用ください。申請手続きを一度行えば、翌 年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付 期限も延長されます。

◆納付日

納期	第1期	第2期	第3期
口座振替利用無の場合	7月12日	11月1日	1月31日
口座振替納付日	9月6日	11月15日	2月14日



茨城労働局 総務部 労働保険徴収室

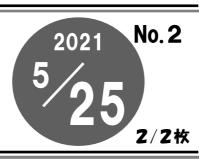
2029-224-6213 **3**029-224-6258



お知らせ版

発行◆下妻市役所[〒304-8501下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課 市役所へのお問い合わせは 20296-43-2111(代) (区X0296-43-4214代)

HP http://www.city.shimotsuma.lg.jp/



献血にご協力を

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、献血者が減 少し、輸血用の血液が全国的に不足しています。輸血 を必要とする方々のため、皆さまのご協力をお願いし ます。

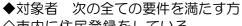
- ◆日時 6月22日(火)午前10時~午後4時
- ◆場所 市立総合体育館前
- ※400ml献血を優先します
- ※献血カードをお持ちの方は献血可能日をお確かめく ださい



市保健センター 243-1990 (AX) 44-9744

【追加募集】 脳検診の受診料を補助します

医療機関で脳検診を受ける方に受診料の2分の1(限 度額15,000円まで)を補助します。





- ◇市内に住民登録をしている ◇受診日時点で40~74歳
- ◇7月1日(木)~令和4年2月28日(月)に受診できる ◇医療機関で受診し、健康保険の適用を受けていない
- ◇脳検診で他機関などからの助成を受けていない
- ◇令和2年度に当該補助を受けていない
- ◇市人間ドック健診費の助成を受ける予定がない
- ◇市税を滞納していない
- ◆対象となる検診内容 脳関連検査(MR I 脳実質撮影、MRA脳血管撮影、 頚椎 X線撮影)
- ◆定員 40人 ※定員になり次第締切
- ◆受付期間 6月1日(火)~11日(金) 平日午前8時30分~午後5時15分
- ◆申込方法 市保健センターに来所し、お申し込みください。 ※電話での受け付けはできません

未就学児の保護者さまへ ふるさと交流館「リフレこかい」で遊ぼう

多目的ホール無料開放デーを設けました。室内 遊具をご用意し、お待ちしています。ぜひこの機 会にご利用ください。

- ◆開催日 6月7日(月)、14日(月)、21日(月)、28日(月)
- ◆開催時間 午前9時~正午
- ◆利用規則 原則、保護者1人につきお子さまは2人まで
- ※ご来場の際は、必ず保護者の方の同伴をお願い します。詳細は、お問い合わせください
- ※当日はマスクの着用と入場時の検温にご協力く ださい
- ※新型コロナウイルスの感染症の影響により、中 止となる場合があります



ふるさと交流館リフレこかい **☎**30-0070 **FAX**48-6311 (休館日:水曜日)



茨城県立歴史館 「歴史館まつり」開催

体験活動や工作など子どもから大人まで楽しく 遊んで学べるイベントを実施します。

◆日時 6月5日(土)、6日(日) 午前10時~午後3時 ※入館は、午前9時30分~



- ◆場所 茨城県立歴史館
- ◆入館料 無料
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により変更や 中止となる場合があります

茨城県立歴史館 教育普及課 **2**029-225-4425 FAX 029-228-4277

6月および7月のマイナンバーカード(個人番 号カード)の窓口交付日

マイナンバーカード(個人番号カード)を申請した方 には、おおむね1カ月程度で「個人番号カード交付・電 子証明書発行通知書兼照会書(はがき)」(以下、交付通知 書)を封書(ピンク)にて送付しています。

マイナンバーカード受け取りには、予約が必要とな ります。インターネットまたは専用ダイヤル(☎45-8129)にて予約を取り、受け取りをお願いします。な お、交付日は平日の時間外および休日も設けていま す。6月および7月の交付日は次のカレンダーのとお りです。

※交付および申請補助サービスの日程は、新型コロナ ウイルス感染症の影響などにより、変更が生じる場 合があります

6月のマイナンバーカード交付日カレンダー

	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5 ×
		A	•	A		
6	7	8	9	10	11	12
×	•	A	•	A		
13 ×	14	15	16	17	18	19
×	•	A	•	A	•	
20 ×	21	22	23	24	25	26 ×
×	•	A	•	A	•	×
27	28	29	30			
*	•	A	•			

7月のマイナンバーカード交付日カレンダー

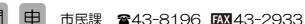
	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
				A	•	×
4	5	6	7	8	9	10
*	•	A	•	A	•	×
11	12	13	14	15	16	17
×	•	A	•	A	•	
18	19	20	21	22	23	24
×	•	A	•	×	×	×
25 ×	26	27	28	29	30	31
×	•	A	•	A	•	

【交付時間】

- ●=平日日中のみ 午前9時~正午、午後1時20分~午後5時
- ▲=平日時間外交付日 上記に加え、午後5時~7時

★=休日交付日・申請補助サービス

- ■二休日交付日 午前9時~正午、午後1時20分~午後5時
- 午前9時~正午、午後1時20分~午後5時 ※カード申請補助サービスは午前9時~11時30分
- に実施します X=カード交付・申請補助サービスは行いません



市立図書館 開館カレンダー/6月

	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 休館	8	9	10	11	12
13	14 休館	15	16	17	18	19
20	21 休館	22	23	24	25	26
27	28 休館	29	30 休館			

※6月30日(水)は、館内整理日のため休館

※新型コロナウイルス感染症の影響により開館・利用 状況が変更となる場合があります



市立図書館 ☎43-8811 🖾 43-8855

ふるさと博物館 開館カレンダー/6月

	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7 休館	8	9	10	11	12
13	14 休館	15	16	17	18	19
20	21 休館	22	23	24	25	26
27	28 休館	29	30			

- ※6月17日(木)から20日(日)まで「叢々会(そうそうか い)」油彩画展を開催(最終日は午後4時まで)
- ※新型コロナウイルス感染症の影響により開館・利用 状況が変更となる場合があります



ふるさと博物館 ☎44-7111 🗚 44-7115

歯のなんでも電話相談

普段聞けない入れ歯のこと・子どもの歯の悩み・イ ンプラント・矯正・口臭の悩み・顎関節症・歯周病・ ブラッシングの仕方・料金のことなど、歯に関する悩 みや質問を無料で電話相談を受け付けます。お気軽に お電話ください。

- ◆日時 6月6日(日)午後1時~4時
- ◆受付電話番号 ☎029-823-7930 ※匿名受け付け可
- ◆回答者 歯科医師
- ◆相談料 無料





FAX 029-822-1341



市保健センター 243-1990 2144-9744

ごみ出しに「気遣い」を

新型コロナウイルス感染症対策として、指定ごみ袋 でのごみの排出についてお知らせします。

使用済みのティッシュやマスクは、小さめのポリ袋 に入れ、その後、指定ごみ袋に入れてください。

指定ごみ袋でのごみ排出の際は、ごみ袋の口の部分 を**必ず2方向結んで**から出してください。

新型コロナウイルス感染症から収集業務従事者を守 り、ごみ収集業務を滞らせないために皆さんの協力が 必要です。収集業務従事者が感染すると、日常のごみ 収集ができなくなります。

ごみ収集業務従事者が安全に、かつ安心して作業で きるよう、ご理解ご協力をお願いします。



市生活環境課 ☎43-8289 ℻ 44-7833

学生の皆さんへ「就職面接会」開催

大学院・大学・短大・専修学校など(高校は除く)の 令和4年3月卒業予定者および既卒未就職者(おおむね 卒業後3年以内)を対象に、県内企業を集めた「チャレ ンジいばらき就職面接会」を開催します。

面接会は午前の部と午後の部で参加企業を入れ替え て行われます。参加費は無料ですが、参加を希望する 方は事前の申し込みが必要となります。外国人留学生 も参加可能です。詳しくはお問い合わせください。

◆開催期日および場所

【水戸会場】

◇1日目 6月28日(月)

県水戸合同庁舎[水戸市柵町1-3-1]

◇2日月 7月15日(木)

ホテルレイクビュー水戸 [水戸市宮町1-6-1]



【土浦会場】

◇1日目 7月1日(木)

ホテルマロウド筑波[土浦市城北町2-24]

◇2日目 7月2日(金)

県南生涯学習センター[土浦市大和町9-1]

◆開催時間(全日程共通)

◇午前の部 午前10時20分~午後0時20分

◇午後の部 午後2時~4時

◆申込方法

チャレンジいばらき就職面接会ホームページに掲載 HP https://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/ rosei/rodo/challenge_ibaraki_mensetsukai/ r3_kigyou_setsumei_zenki.html

県労働政策課

2029-301-3645 **EX** 029-301-3669

古布の出し方

古布を集積所に出すときは、天候に注意してくださ い。古布は水分を含むことで、カビや異臭が発生しや すく、リサイクルできなくなってしまいます。

そのため、収集日が雨天のときは、収集できません ので、次回の収集日に出すようにしてください。

収集日以外の日に排出したいときは、次の施設の回 収ボックスをご利用ください。古布のリサイクルにご 理解ご協力をお願いします。

◆設置場所

市役所千代川庁舎、働く婦人の家、勤労青少年ホー 厶、下妻公民館、大宝公民館

◆回収品目

洋服、肌着、シャツ、タオル、カーテンなど

◆排出方法

市指定ごみ袋以外の透明か半透明の袋に入れて出し てください

【出せないもの】

毛布、布団、座布団、こたつ布団、ぬいぐるみ、ス キーウェア、ゴム製品、革製品、中に綿の入ってい るもの(ダウンジャケットなど)、汚れのひどいもの ※施設が休館の際は利用できません

※大量となる場合には、市役所生活環境課までお問い 合わせください



市生活環境課 ☎43-8289 🗚 44-7833

「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャンペーン

茨城労働局では、特に多くの新入学生がアルバイト を始める4月から、「労働契約の際の労働条件の明示」 など、学生アルバイトの労働条件を確保する上で重要 な事項についての周知・啓発などのキャンペーンを実 施しています。

【おかしいと思ったらネットで検索&電話で相談】 ◆労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」 HP http://www.check-roudou.mhlw.go.jp

◆総合労働相談コーナー(若者相談コーナー) 茨城労働局雇用環境•均等室

2029-277-8295

または筑西労働基準監督署 ☎22-4564

※月~金曜日(祝日・年末年始を除く)午前8時30分~ 午後5時15分

◆労働条件相談ほっとライン

フリーダイヤル ☎0120-811-610

※月~金:午後5時~10時 土•日曜日、祝日:午前 9時~午後9時

茨城労働局雇用環境•均等室

2029-277-8295

FAX 029-224-6265

違法な不用品回収業者にご注意ください

各家庭から出る一般廃棄物を収集・運搬・処分する には、市または下妻地方広域事務組合の「一般廃棄物 収集運搬業の許可」が必要です。「産業廃棄物処理業の 許可」「古物営業の許可」「貨物運送事業の許可」では、 一般廃棄物を収集・運搬・処分することはできませ ん。無許可の事業者による廃家電や粗大ごみなどの廃 棄物の回収は違法となりますので、利用しないでくだ さい。

- ◆次のような「無許可」での廃棄物の回収行為は重大な 犯罪行為です。
- ◇トラック型回収

拡声器などで案内しながら、トラックで市内を巡回 して回収するもの

◇チラシ型回収

各家庭のポストなどにチラシを配布し、各家庭から の連絡を受けて回収するものやチラシ配布後に地域 を巡回して回収するもの

- ◇インターネット型回収
- インターネット上に回収の案内を出し、各家庭から の連絡を受けて回収するもの
- ◇拠点型回収

空き地などに拠点を構え、無料回収などと記載され た看板や旗を掲げて回収するもの

◎無許可の回収業者に廃棄物を引き渡すと、不法投棄 による環境汚染や高額な料金を請求されるなどのト ラブルになりますので、ご注意ください。

市生活環境課 ☎43-8289 🖾 44-7833

在宅福祉サービスセンターあおぞら 『協力会員』募集

在宅福祉サービスは「困った時はお互いさま」の精神 で、地域に住む人が安心して生活できるよう地域で支 え合う会員制の有償サービスです。資格は問いませ ん。あなたの空いている時間を活用して、日頃の家事 や介護、子育てなどの経験を地域で活かしませんか。 ぜひご協力ください。

◆主な活動内容

◇家事援助 掃除・洗濯・買物・食事の支度など

◇30分以内で行える簡単な活動 ゴミ出し・電球交換など

◇外出援助 散歩・通院など

◇1時間600円+交通費1回100円

下妻市社会福祉協議会 **☎**44-0142 **FAX**44-0559

土砂などを用いて埋め立てる場合は 許可が必要です

土砂などを用いて"埋立て・盛土・たい積"を行う 場合は、「市土砂等による土地の埋立て等の規制に関す る条例」の規定を順守する必要があります。

- ◆市の許可が必要な埋立てなどの面積 5,000㎡未満の事業全て ※5,000㎡以上の事業は県へ申請
- ◆搬入する土砂など
- ◇茨城県内から発生した土砂などで一時保管場所(資材 置場・ストックヤード)を経由しないもの
- ◇「土壌の汚染に係る環境基準(29項目)」および水素イ オン濃度の規制基準をクリアしたもの
- ◇「改良土」の禁止

◆許可基準

◇申請者の欠格事項に関する基準

- ◇過積載車両、不正改造車両の禁止など
- ◆罰則を強化
- ◆「土砂等埋立て審査会」
- ◇申請書提出期限 毎月15日、午後5時15分まで ※15日が閉庁日の場合は、14日以前の開庁日
- ◇審査会開催日 申請月の翌月15日以降
- ◎本内容は、市ホームページにも掲載しています。 トップページ「くらし・手続き」から「環境」と進んで ください
- 市生活環境課 ☎43-8234 АХ 44-7833

ごみ (廃棄物) の野外焼却は禁止



家庭ごみ、雑草、枝・葉、野菜くず、店舗や会社か ら出たごみを野外で燃やさないでください。野焼きを 原因とした煙や臭いで近隣の方が迷惑し、たくさんの 苦情が市に寄せられています。

野焼きは「廃棄物処理法」で一部の例外を除いて禁止 されています。廃棄物の適切な処理にご理解ご協力を お願いします。

市生活環境課 ☎43-8234 🖾 44-7833 (休日や夜間の場合)

110番または下妻警察署 ☎43-0110 (火災の危険がある場合)

119番または下妻消防署 ☎43-1551